

みずほ銀行品川区役所出張所の業務形態の変更について

1. 出張所から派出所に変更

令和2年6月22日（月）から派出所の業務形態に変更する。

2. 変更点

- (1) 東京都・特別区の税、国民健康保険料など公金出納を取扱う。
- (2) 区民・一般来庁者の皆様へは、公金の現金収納を取扱い、一般の銀行サービスは行わない。
- (3) ATMコーナーは従来どおり。

3. 理由

- (1) 出張所は品川区のみで、他の22区では派出所として業務を行っている。
- (2) みずほ銀行は、経営環境の変化に対応するため構造改革に取り組み、今後5年間で100店舗の削減、7年間で1.9万人の人員のスリム化を計画している。

4. その他

- (1) 11月12日より出張所に銀行口座をお持ちの区民等に文書を送付し、周知を図る。
- (2) 現在の出張所を品川支店に移転する形式とし、出張所名・店番号・口座番号に変更は生じない。